

伝えたい

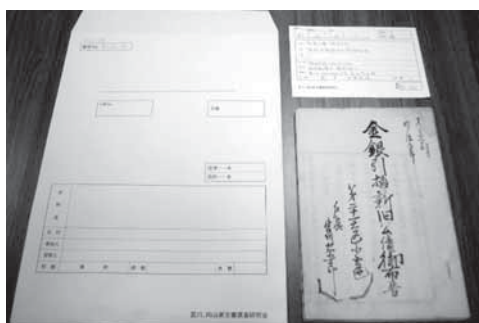
まちの遺産

宮川・向山家文書

南越前町の河野地区は北前船主右近家があった地域として、全国的に知られていることは、皆さんもご存知でしょう。しかしこの地域には右近家だけでなく、もうひとつ大谷区に重要な古文書が残されています。それが宮川・向山家文書です。

両家は江戸時代には庄屋さんを、また明治時代以降は地域行政の中心を担う存在でした。

両家に残された古文書の点数は、およそ一万七千点余（平成十九年九月現在）で、かなりの量です。この古文書の中には、古くは戦国時代の大変貴重な古文書もあります。しかし多くが江戸時代後期（十八世紀後半）から明治・大正時代にかけてのものです。



宮川・向山家があった旧河野村大谷区は、江戸時代、大谷村ではなく、「大谷浦」と呼ばれていました。現在日本各地に、江戸時代の「村」の古文書は多く残され、「村」に関する研究は大変に進んでいます。しかし「浦」である漁村などの海沿い地域の研究は、「浦」古文書が残されている事例が少ないため、今後の研究が期待され



▲流通史の専門家による文書調査のようす

るテーマです。その点で宮川・向山家文書は大変貴重です。

ここで宮川・向山家文書の特徴をひとつご紹介します。江戸時代もこの地域は海沿いにあり、平地が少なくないため、水田や畑も限られていました。そこで宮川・向山家では、油の実をはじめとした現金収入が得やすい作物を栽培し、船を使って敦賀へ直接販売して多くの収入を得ていたことを示す古文書が多く残されています。現在のように道路網が発達していない江戸時代、このような地域は陸の孤島のようなイメージがありますが、海に面している地形を逆に利用し、たくましく生きる江戸時代の人々の姿が、宮川・向山家文書から読み取れます。

（小林 風…専修大学大学院社会知性開発研究センター／歴史学研究センター任期制助手）

車・酒の提供を厳罰化！ 同乗することも禁止！

道路交通法が
一部改正されました

■飲酒運転等に対する罰則強化

- ・ 酒酔い運転 …………… 5年以下の懲役または 100万円以下の罰金
- ・ 酒気帯び運転 …………… 3年以下の懲役または 50万円以下の罰金
- ・ 飲酒検地拒否罪に対する罰則が引き上げられました。
…………… 3カ月以下の懲役または 50万円以下の罰金

■運転者以外の周囲の責任を道路交通法で処罰

- ・ 飲酒運転をするおそれのある者に対する車両を提供し、運転者が酒酔い運転、運転者が酒気帯び運転 … 運転者と同じ刑罰
- 酒類を提供したり、車両に同乗していたら
- ・ 酒酔い運転 …………… 3年以下の懲役または 50万円以下の罰金
- ・ 酒気帯び運転 …………… 2年以下の懲役または 30万円以下の罰金

■ひき逃げ（救護義務違反）に対する罰則強化

10年以下の懲役または 100万円以下の罰金

■運転免許証等提示の義務化

違反行為などを行い、警察官が引き続き運転できるかどうかを確認するため必要と認め、提示を求めた場合は提示しなければなりません。

ご寄付ありがとうございました

9月26日、匿名で福祉事業に役立ててくださると1万円
の寄付を受けました。
10月4日、東 昌弘様（鋳物師）から福祉事業に役立た
せてくださると、10万円のご寄付を受けました。
町ではご好意に感謝し、有効に活用させていただきます。